

令和3年10月5日

野村 一也 様

蘭越町副町長

今後の情報公開に係る公文書開示等の対応について

日頃から、町政の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、9月18日付の公文書開示請求に係る決定通知は、本文書に同封しておりますが、その開示方法については、次のようにしたいと考えております。

また、開示文書等に係る質問についても、次に挙げる理由から電子メールで受け付けたいと考えておりますので、ご理解願います。

ご質問等がございましたら、電子メールにてお願いいたします。

記

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 1 公文書開示等決定通知方法 | 郵送による                       |
| 2 公文書の開示方法     | 郵送による<br>(公文書の写し及び複写費用の納付書) |
| 3 質問及び回答方法     | 電子メールによる                    |
| 4 上記の方法とする理由   |                             |

【文書受付方式でのメリット】

- ① 記録を残すことが容易で質問者本人の意図が明確となる。
- ② 調査した上で回答できるため、正確性が増す。
- ③ いつの誰の発言・文書から引用したものなのか根拠を示した上で、質疑応答が可能となる。
- ④ 情報公開制度の的確な運用を図るため、公文書として残すことを前提とし、誤解を与えることのない、第三者が見ても理解できるわかりやすい内容を心がけることができる。

【対面方式でのデメリット】

- ① 言葉が足りないことや発言途中での反論により、言い争いになりやすい。
- ② 感情的になりやすく、誤解を与えるような発言をしてしまう。
- ③ 発言内容が、一般論なのか、発言者の憶測によるものなのかわかりづらい。
- ④ その場での発言となるため、記憶違いやあいまいな記憶による回答になってしまう。
- ⑤ 双方ともに特定の時間が拘束されるとともに、その都度、対応報告書を作成する必要がある。
- ⑥ 根拠をその場で示せないことがあり、問題解決が長期化する。

(総務課総務係 坂野)

E-mail : soumuka@town.rankoshi.lg.jp